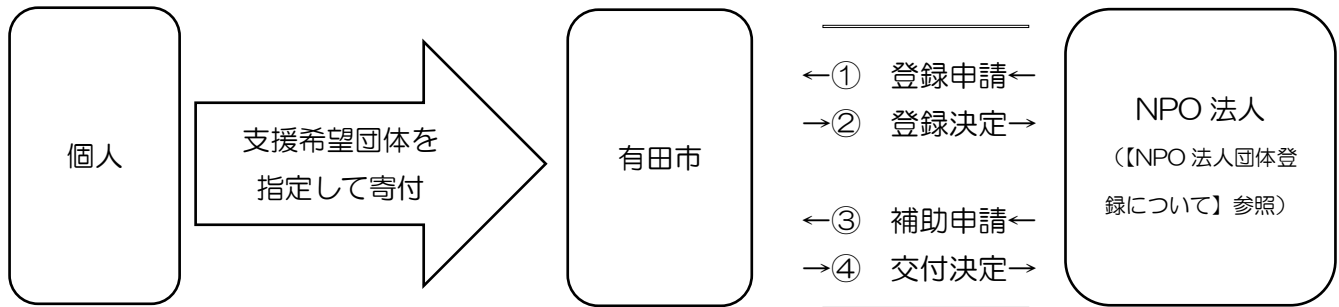


ふるさと応援寄付金を活用した

NPO 支援補助金のご案内

NPO 支援補助金は、寄付者が支援したいと思う有田市内の NPO 法人を指定し、その寄付金の活用により指定された NPO 法人を補助する制度です。

この補助金を受けるためには、NPO 法人は市への登録が必要であり、対象は登録要件を満たす有田市内の NPO 法人となります。



* NPO 支援寄付金には、有田市から寄付者へのお礼の品等はありません。

NPO 法人

- ・有田市への登録申請が必要です。登録できるのは、有田市内に主たる事務所があり、主に有田市で活動しているなどの登録要件を満たす NPO 法人です。
- ・寄付者に特別の利益が及ぶ場合（例えば、寄付者が指定した NPO 法人の正会員で寄付することで寄付者自らが会費の減額を受ける場合など）は補助金を受け取ることができません。
- ・補助金額は NPO 法人の特定非営利活動に係る事業費の額が上限となります。寄付金額を上回っても、差額を寄付者に返還することができないなど、希望に添えない場合があります。

個人

- ・支援希望 NPO 法人を指定して寄付してください
- ・ふるさと応援寄付金による税額控除を受けるためには、税務署等への確定申告が必要となる場合があります。

制度の概要

○目的：NPO 法人が自主的かつ自発的に行う特定非営利活動に対し補助金を交付することにより、特定非営利活動の促進を図り、市民協働によるまちづくりの推進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

○対象：市内 NPO 法人（登録団体に限る）

○補助限度額：指定された支援希望団体に対する寄付金の額

○補助対象期間：4月1日～3月31日

【NPO 法人団体登録について】

団体登録を希望する NPO 法人は「団体登録申請書」によりお申込ください。(随時受付)

■登録要件

- ①NPO 法人であること
- ②主たる事務所在有田市内であること
- ③主に有田市内で特定非営利活動を行うこと
- ④1年以上の活動実績があること

ただし、当該団体の行おうとする活動が市の政策に沿うものであり、かつ、市と十分に連携を図りながら行うものと認められる場合は、この限りでない

- ⑤事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の額の割合が、100分の50以上であること
- ⑥会計処理が適切に行われていること
- ⑦宗教活動、政治上の活動ではないこと
- ⑧暴力団またはその構成員等の統制化にある団体でないこと

【補助申請・実績報告について】

■補助申請

寄付者から市への寄付のお申込みがあれば、指定された NPO 法人へご案内をしますので、補助申請を行ってください。(提出書類：補助金交付申請書、事業計画書、事業収支予算書等)

* 申請後に交付、不交付を決定し通知します。

■実績報告

事業終了後2週間以内または3月31日までに実績報告書を提出してください。(提出書類：事業報告書、事業収支決算書、領収書等の写し等)

* 領収書の不備等により事業費が補助金額を下回った場合は、補助金を返納していただくこととなります。

(ご注意)

- ・補助対象となるのは特定非営利活動に係る事業費で、その他の事業会計は補助対象外となります。
- ・特定非営利活動に係る事業費でも、事業実施に直接関わらない経費や市からこの補助金以外の給付を受けている事業に係る経費等、適切でないと認められた経費は補助対象外経費となります。

【寄付のお申込について】

- ・寄付金にご協力いただける方は「NPO 支援寄付金申込書」により、郵便・FAX・メール等で有田市宛ご連絡ください。

【問い合わせ】

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地 有田市役所 経営企画課

TEL0737-22-3731、FAX0737-82-1725 (代表)

MAIL keieikikaku@city.arida.lg.jp

URL <http://www.city.arida.lg.jp>